



2025年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムグループ
代表者名 代表取締役社長 森 豊隆
(コード番号 2372 東証プライム)
問合せ先 専務取締役 CEOオフィスセンター担当 小島 修一
(TEL 03-3264-3148)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、2025年4月下旬を目途に当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日の設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年3月12日（水）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日： 2025年3月12日（水）
- (2) 公告日： 2025年2月25日（火）
- (3) 公告方法： 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.iromgroup.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年1月31日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年2月3日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、及び当社の代表取締役社長であり筆頭株主でもある森豊隆氏（以下「森氏」といいます。）が所有する当社株式（4,779,450株）のうち、担保権が設定されている1,655,200株を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及び森氏のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、①会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づく当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、並びに②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨、及び2025年6月に開催予定の当社の定時株主総会で権利を行使することのできる株主を、公開買付者及び森氏のみとするため、定時株主総会の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請す

る予定とのことです。なお、公開買付者及び森氏は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、本公開買付けが成立しない場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以 上